

【諏訪市】軽自動車税（種別割）構造減免の要件及び添付書類

	対象となる軽自動車	例	添付書類
1	8から始まる標識番号（8ナンバー）であり、その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子搬送車 ・訪問入浴車 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証（写し） ・写真（車内の構造と標識番号がわかるもの） ・定款、規約又は寄付行為を証する書類 ・事業計画書
2	8から始まる標識番号（8ナンバー）であり、その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものでかつ、所有者が受け取るリース料に軽自動車税（種別割）が含まれていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子搬送車 ・訪問入浴車 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・車検証（写し） ・写真（車内の構造と標識番号がわかるもの） ・リース契約書（写し）

- ※リース車両も減免の対象とします。但し、リース料に軽自動車税（種別割）が含まれていない場合に限りです。
- ※一度申請書と添付書類の提出があれば、毎年の提出は不要です。但し、内容に変更があった場合は該当する書類の提出をお願いします。
- ※リース車両については、リース契約期間終了等で再契約をした場合、リース契約書（写し）の提出をお願いします。